

あなたの職場で、 年少者の労働環境が守られていますか？

年少者（18歳未満）にも、労働基準法が適用されます。
労働基準法には、子どもの健康や福祉を守るために特別な規定があります。
アルバイト、派遣、正社員・正職員など、すべてが対象となります。

年齢別の保護規定

満13歳

軽易な労働を含むすべての労働が、
原則として禁止
(行政官庁の許可を受けた映画や演劇
の子役などは可能)

満15歳 就労最低年齢

満15歳に達した日以後の最初の3月
31日が終了するまでの労働は、原則
として禁止
(行政官庁の許可を受けた軽易な労働は
可能)

18歳未満

子どもの安全、健康、道徳を害するお
それがある**危険有害な労働は、禁止**

18歳未満	軽易な労働	危険ではない労働	危険有害な労働
満15歳 <u>就労最低年齢</u>	軽易な労働	危険ではない労働	危険有害な労働
満13歳	軽易な労働	危険ではない労働	危険有害な労働

(労働基準法第56条、第62条)

就業制限

年少者に禁止されている危険有害労働

建設・解体現場などで

- ・深さが5メートル以上の地穴、または土砂が崩壊するおそれのある場所での業務
- ・高さが5メートル以上で、墜落する恐れのある場所での業務
- ・足場の組み立てや解体業務
- ・感電する危険性が高い業務

坑内での労働（石炭や鉱物の採掘、トンネル内での作業など）

機械を扱う業務

- ・ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラックなどの運転
- ・岩石や鉱物の粉砕機の取り扱いなど

重量物を取り扱う業務

危険物を扱う業務（火薬、塩酸、鉛、リチウム、ガソリンなど、爆発性、酸化性、発火性、引火性のある物など）

有害物のガスが発散する場所や、有害放射線にさらされる場所での業務

著しく高温もしくは低温な場所や、異常気圧の場所での業務

酒席での接待、特殊の遊興的接客業務（バー、キャバクラ、ダンスホールなど）

(労働基準法第62条、第63条)

(年少者労働基準規則第7条、第8条、第9条)

年少者にかかわる労働基準法違反が、2016年に244件報告されています。

(深夜業：117件、労働時間：81件、就業制限：21件、最低年齢：19件、休日：6件)

(平成28年「労働基準監督年報」)

解体工事現場で中学3年生(14歳)の男子生徒がアルバイト就労中に、崩れた壁の下敷きとなって死亡。

(2012年、栃木県)

アルバイトとして雇われていた少女(15歳)が、屋根に設置された太陽光パネルを点検、清掃中に、約13メートル下のコンクリート床に落ち、死亡。

(2017年、茨城県)

福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電所の建屋の壁に配管を通す作業や除染作業に15歳から17歳の少年が雇われていた。

(2011年、福島県、栃木県)

コンパニオン派遣会社が中学生と高校生を宴会場に派遣し、お酒をついだり、会話の相手をするなどさせていた。

(2017年、北海道)

年少者（18歳未満）にも労働基準法が適用され、 年少者のために特別な規定があります（第56条から第64条）

採用時の手続き・確認事項

◆ 労働条件通知書

労働契約の期間、就業の場所、従事する業務、始業と終業の時刻、休憩時間、休日、賃金、賃金の締め切りおよび支払いの時期、退職に関することなどを明記した、労働条件通知書を作成し、書面を本人に手渡す。

（労働基準法第15条）

※雇用契約書を交わす場合は、親などではなく働いている本人と契約する。

◆ 年少者の証明書

年齢を証明する書類を備え付ける。

- ・ 18歳未満 ①戸籍証明書
 - ・ 15歳到達後、年度末まで ①戸籍証明書、②学校長の証明書、③親権者または後見人の同意書
- （労働基準法第56条、第57条）

賃金の支払い

毎月1回以上、一定の期日に、最低賃金を下回らない賃金を、物ではなくお金で、全額、直接本人に支払う。

（労働基準法第24条、最低賃金法第4条）

安全衛生教育

- ・ 業務上必要な安全衛生教育の実施
 - ・ 定期健康診断を年に1回、実施
- ※週30時間以上働くアルバイトなど非正規雇用も対象（労働安全衛生法第59条、第66条）

労働者災害補償保険

正社員・正職員だけでなく、契約、派遣、アルバイトなど、すべての人が対象

（労働者災害補償保険法）

労働時間、休憩、休日、有給休暇

★ **深夜業は認められていません** 午後10時から翌日午前5時までは、使用禁止（原則として）（労働基準法第61条）

★ **時間外労働や休日労働は、認められていません**

◆ **労働時間** 1日8時間まで、1週間の合計労働時間は40時間まで（原則として）（労働基準法第32条）

◆ **休憩** 労働時間が6時間を超える場合は、途中で45分以上（労働基準法第34条）

◆ **休日** 毎週1日、4週間の間に4日以上（原則として）（労働基準法第35条）

◆ **有給休暇** ①6か月以上の継続勤務、②全労働日の8割以上の出勤であれば、所定の日数を付与（アルバイトなど非正規雇用も要件を満たせば対象）（労働基準法第39条）

▶▶▶ さらに詳しくお知りになりたい場合は、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください ◀◀◀

年少者にかかわる労働基準法違反は「児童労働」です！

★ 「児童労働」とは、就労最低年齢未満の労働と18歳未満の子どもの危険有害労働を指します。

★ 年少者を雇うときは、特別な配慮が必要となっています。

世界では子どもを守るために、国際労働機関（ILO）によって「最低年齢条約」（第138号条約）と「最悪の形態の児童労働条約」（第182号条約）が制定されています。これらの条約を日本は批准していて、労働基準法に反映されています。

「2025年までにあらゆる形態の児童労働を撤廃する」という世界目標が立てられており、多国籍企業はサプライチェーンから児童労働をなくす取り組みを開始しています。海外企業のサプライヤーである日本企業は、規模や業種にかかわらず、ますます年少者の雇用や労働環境に責任ある行動をとるよう求められています。直接年少者を雇用していなくても、その責任は下請け・孫請け企業にも及びます。

ACE（Action against Child Exploitation）は、1997年に設立した国際協力NGOで、「子ども・若者が自らの意思で人生や社会を築くことができる世界」を目指して活動を行っています。児童労働の撤廃と予防のために、インドとガーナでプロジェクトを実施し、日本では、市民、企業、政府と連携して啓発活動を行い、日本の児童労働問題への取り組みも開始しました。

初版発行 2018年7月
第2版発行 2020年8月
発行者 特定非営利活動法人 ACE（エース）
デザイン 植木美穂

TEL：03-3835-7555 FAX：03-3835-7601

Email：childjpn@acejapan.org URL：www.acejapan.org

ACE
—児童労働のない未来へ—